地方公共団体等における特定個人情報保護評価の実施見込み等

地方公共団体等における特定個人情報保護評価の実施見込み等

公共団体から回答があり、その概要は以下のとおりである。 価の実施見込み(初回の評価実施時期及び評価対象事務数)について照会を行った。全ての地方 平成26年6月3日付特個第179号で、 全国の地方公共団体等を対象とし、特定個人情報保護評

〇初回の評価実施時期

地方独立行政法人	特别地方公共団体(※2)	行政委員会(※1)	市区町村	指定都市	都道府県	総計		(評価実施機関別)	
Ι	1	29	97	0	0	127	~9月		
I	9	142	491	8	7	657	10~12月	26年度	
I	7	173	454	8	25	667	1~3月		喞
ı	14	104	83	2	6	209	4月~	27年度	評価実施時期
ı	60	388	576	2	9	1,035	ı	未定	33
ı	ı	I	20	0	0	20	ı	義務無し	
I	91	836	1,721	20	47	2,715	ı	合計	

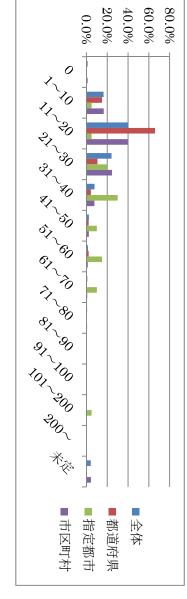
〇評価実施対象事務数

	事務数	全項目	重点項目	基礎項目
総計	37,475	794	2,066	34,373
都道府県	810	121	78	611
指定都市	812	210	172	430
市区町村	34,376	406	1,641	32,095
行政委員会(※1)	1,177	8	42	1,119
特别地方公共団体(※2)	300	49	133	118
地方独立行政法人	-	1	I	ı

- 行政委員会とは、地方自治法第180条の5に規定される、教育委員会等の行政委員会をいう。
- × 特別地方公共団体とは、広域連合及び一部事務組合をいう。
- ※3 事務数について、74の市町村が未定との回答であった。
- × 4 事務数は定まっているが、それがいずれの評価となるか未定であるとの回答が複数あるため、 事務数が全項目、重点項目、基礎項目の合計数より大きくなっている。

評価対象の事務数 (都道府県・指定都市・市区町村)

	21	1	41		17		21	平均事務数
	1721		20		47		1,788	合計
4.3%	74	0.0%	0	0.0%	0	4.1%	74	未定
0.1%	1	0.0%	0	0.0%	0	0.1%	1	200~
0.3%	6	5.0%	_	0.0%	0	0.4%	7	101~200
0.2%	3	0.0%	0	0.0%	0	0.2%	ω	91~100
0.3%	6	0.0%	0	0.0%	0	0.3%	6	81~90
0.6%	11	0.0%	0	0.0%	0	0.6%	11	71~80
0.8%	13	10.0%	2	0.0%	0	0.8%	15	61~70
1.3%	22	15.0%	3	2.1%	1	1.5%	26	51~60
2.3%	39	10.0%	2	2.1%	1	2.3%	42	41~50
7.6%	131	30.0%	6	4.3%	2	7.8%	139	31~40
24.6%	423	20.0%	4	10.6%	5	24.2%	432	21~30
39.9%	686	5.0%	1	66.0%	31	40.2%	718	11~20
16.6%	286	5.0%	1	14.9%	7	16.4%	294	1~10
1.2%	20	0.0%	0	0.0%	0	1.1%	20	0
町村	市区町村	都市	指定都市	竹県	都道府県	'}\	全体	対象事務数



行政委員会の内訳

	全体(1,788)	,788)	都道府県(晨 (47)	指定都市	市 (20)	市区町村	区町村(1,721)
教育委員会	788	44%	41	87%	16	80%	731	42%
その他委員会	47	3%	3	6%	I	-	44	3%
合計	836							

注)教育委員会については、就学支援等に係る事務が想定されている。